令和８年（フ）第３９４号
大阪府和泉市和田町453番地の13
債務者　飛田　　進
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３９７号
大阪府泉南市男里５丁目13番９号　サンリット202号
債務者　近野　愛梨
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３９８号
大阪府岸和田市春木泉町20番44号
債務者　島津　義信
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０４号
大阪府和泉市唐国町一丁目７番24―203号
債務者　松林　早苗
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０６号
大阪府泉佐野市下瓦屋202番地の１（202）
債務者　奥野　　恵
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０８号
大阪府和泉市繁和町４番５―509号、前住所大阪府大阪狭山市西山台５丁目１番４―304号
債務者　平川　葉子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１０号
大阪府泉大津市二田町３丁目４番39号　ハイツ花恵105号
債務者　唐﨑　　凌
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１８号
大阪府岸和田市堺町７番９号　シャトー堺町401号
債務者　大仲　待子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５１号
兵庫県加西市中野町43番地の１アーバンヴィレッジ中野205、前住所兵庫県明石市魚住町中尾277番地の７
債務者　橋本　　健
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１３０号
高知市新本町２丁目12番１号　市住１号
債務者　太郎良善子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７４号
高知市介良乙1000番地33　ＭＡハイツ401
債務者　川田　由実
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９８号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁274番地５ゆめイロ１階、前住所栃木県下野市石橋174番地18
債務者　青柳　　俊
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３９９号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁274番地５ゆめイロ１階、前住所栃木県下野市石橋174番地18
債務者　青柳　　翼
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７８６号
千葉県市原市青葉台６丁目25番地の12
債務者　小野　和彦
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８３８号
千葉県市原市西五所34番地30　フォーブル細谷地101
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　令和８年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８５９号
千葉市花見川区内山町177番地１　伸登営業所内
債務者　高須　信往
1　決定年月日時　令和８年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８８５号
千葉市若葉区貝塚町372番地１　アイチ７112号
債務者　窪田　頼貞
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係